

第十八回 原子力市民委員会

日時：2017年6月9日（金）13:45～16:45

場所：四谷地域センター 多目的ホール



原子力市民委員会

www.ccnejapan.com

〒160-0003 東京都新宿本塩町 7-7 新井ビル 3階
(高木仁三郎市民科学基金内)

Tel & Fax 03-3358-7064

E-mail email@ccnejapan.com <http://www.ccnejapan.com>

■目次

- ・第十八回 原子力市民委員会 議事次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ・『原子力の安全における自治体の役割と課題』
 原子力の安全における自治体の役割と課題 原子力市民委員会としての問題意識
 ／ 菅波完・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- ・原子力市民委員会の活動と今後の取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・8

■別添資料

- ・新潟県の原子力発電所に関する安全対策・防災対策 / 新潟県防災局
- ・「脱原子力政策大綱 2017（原発ゼロ社会への道2）」ドラフト

第十八回 原子力市民委員会

議事次第

日時：2017年6月9日（金）13:45～16:45

場所：四谷地域センター 多目的ホール

第一部：原子力の安全における自治体の役割と課題

13:45～15:45

(1) 座長挨拶

九州大学大学院比較社会文化研究院教授 吉岡 斉

(2) 自治体の役割・課題に関する原子力市民委員会としての問題意識

原子力規制部会コーディネーター 菅波 完

(3) 新潟県の状況

新潟県原子力安全対策課 課長 須貝 幸子 氏

(4) ディスカッション

<休憩 10分>

第二部：「2017年版脱原子力政策大綱」作成に向けて

15:55～16:40

○事務連絡

以 上

原子力の安全における 自治体の役割と課題

原子力市民委員会としての問題意識
(自治体の同意・権限をめぐる問題を中心に)

2017年6月9日 第18回 原子力市民委員会

原子力市民委員会 原子力規制部会コーディネータ
菅波 完

原発と自治体

- * 国策・民営ですすめられてきた原発
- * 「安全神話」を前提とすれば、自治体にとって原発は産業誘致・地域振興の一環
- * 3・11により「安全神話」は崩壊、過酷事故による放射能放出を前提とした防災・避難計画が立地・周辺自治体の義務に
- * 「原発事故が起きれば、周辺自治体も壊滅的な状況」、「住民の生命、安全を守らなければならないのは、最終的に基礎自治体である市町村」
- * それ以前から、自治体による取り組みがすすめられてきた(安全協定の強化／専門家委員会等の設置)

3・11以降の自治体の動き

- * 浜岡：PAZの牧之原市が「永久停止」決議
- * 大間：函館市が建設凍結を求め提訴
- * 大飯/高浜/美浜/敦賀：
大阪、京都、滋賀が被害地元として声を上げる
- * 玄海：UPZの伊万里市、平戸市、松浦市、壱岐市が
再稼働に反対

自治体の権限の根拠は？

- * 2014年4月の「エネルギー基本計画」
いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、
国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、
原子力発電所の安全性については、原子力
規制委員会の専門的な判断に委ね、
原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の
規制基準に適合すると認められた場合には、
その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。
その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の
理解と協力を得るよう、取り組む。

→ 「理解」の範囲・手順などが不明確のまま

安全協定の位置づけ・効力

- * 原子力事業者と自治体が任意の契約
- * 「紳士協定」か？ 拘束力があるのか？
- * 事業者・自治体によって条項に差がある
 - ・協定の当事者となる自治体の範囲
 - ・法令遵守・「万全の措置」
 - ・新增設・変更時の「事前了解」
 - ・「適切な措置」に「原子炉の運転停止」を明記しているかどうか
 - ・新潟県は、内部通報者の保護まで明記
- * 自治体、住民が本気で活用し、履行を迫るかどうか。

安全協定内容の違い

- * 多くの原発立地で共通する項目
法令遵守／事前了解／平常時の連絡／異常時の連絡
情報公開／環境調査・協議会設置／立入調査／損害補償
適切な措置の要求
- * 協定内容の違い
 - 措置要求に「運転停止」等の記載あり
 - 泊、東通、柏崎刈羽、東海・東海第二、島根、伊方
女川は「発電の制限等」との表現
 - 事前了解
 - 浜岡は別に「協定解釈書」あり。川内は「事前協議」のみ
- * 隣接自治体を含む協定
 - 泊 泊村＋共和町・岩内町・神恵内村
 - 浜岡 御前崎市＋牧之原市・掛川市・菊川市

新潟県の動き (その1)

- 1983 新潟県、柏崎市、刈羽村と東京電力が安全協定を締結
- 1985 柏崎刈羽原発1号機営業運転開始
- 2002 東京電力と原子力安全・保安院が自主点検不正を公表
 - プルサーマル事前了解取消、安全協定に基づく立入調査
- 2003 新潟県「技術委員会」発足
 - (同年 福島第一・第二を含め、東京電力の全原発が停止)
- 2007 新潟県中越沖地震発生、柏崎刈羽原発が被災
 - 新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長が、「地域の了解なしには運転再開をしないよう」安全協定に基づく「措置要求」を行う
 - 柏崎市長が消防法に基づき、柏崎刈羽原発の防火設備の使用停止を命令
- 2008 新潟県が「技術委員会」を強化、小委員会を設置
- 2009 新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長が7号機の運転再開を「4つの条件」をつけて了承

新潟県の動き (その2)

- 2010 新潟県が原子力防災訓練を実施(複合災害を想定)
- 2011 東日本大震災・東京電力福島第一原発事故
 - 新潟県が「地域防災計画(原子力災害対策編)の改定に着手。広範囲に放射性物質が拡散する事故を想定した防災計画に改定。
- 2013 新潟県知事が原子力規制委員会に、原子力発電所の安全対策や住民等の防護措置の強化を求める
- 2013 新潟県が、柏崎刈羽原発の新規制基準適合性審査(フィルタベント設置)申請を条件付きで承認
- 2013 技術委員会で福島事故課題別ディスカッションを開始
- 2015 新潟県知事が、全国知事会危機管理・防災特別委員長として原子力規制委員会の田中委員長と面会
- 2016 原子力関係閣僚会議が「原子力災害対策充実にに向けた考え方」を決定

問題意識 (その1)

- * 2014年版「脱原子力政策大綱」での提言
 - ・事業者との「安全協定」の対象を少なくとも30km圏内のすべての自治体に拡大すべき
 - ・新增設の事前了解、立ち入り検査、停止要求など、自治体の権限を定めるべき
- * 自治体「同意」の法制化が必要
 - ・脱原発をめざす首長会議声明(2017年4月)
「原発の再稼働にあたっては、少なくとも半径30キロ圏内の自治体の同意を要件とする法整備の方針を明記するよう、強く求める」

問題意識 (その2)

- * **そもそも、過酷事故を想定し、防災・避難計画を策定してまで、原発に依存すべきなのか？**
- * 「事業者まかせ」でよいのか？
総括原価ありきの対策工事費用への歯止めは？
情報開示を阻む「核物質防護」、「商業上の利益」
- * 当面は、あるもの(安全協定・専門家委員会等)を最大限、活用するなかで、緊張感を高め、リスクを低減するしかない。
 - **自治体ごとの取り組み事例の共有化。**
 - 住民側からの粘り強い関与が不可欠。**

内閣総理大臣 安倍晋三殿
経済産業大臣 世耕弘成殿

脱原発をめざす首長会議

世話人 桜井勝延 (福島県南相馬市長)
村上達也 (元茨城県東海村長)
加藤憲一 (神奈川県小田原市長)
三上 元 (元静岡県湖西市長)
平尾道雄 (滋賀県米原市長)
事務局長 上原公子 (元東京都国立市長)

エネルギー基本計画を見直し、原発周辺自治体の「同意権」法整備を明記するよう求める申し入れ

2002年6月に制定された「エネルギー政策基本法」では、「政府は、エネルギーをめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」と定められている。

現行の第4次エネルギー基本計画は2014年4月に決定され、すでに3年を過ぎており、今年度はエネルギー基本計画の内容に検討が加えられなければならない時期を迎えている。

第4次エネルギー基本計画では、2011年の東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「震災前に描いてきたエネルギー戦略は白紙から見直し、原発依存度を可能な限り低減する。ここが、エネルギー政策を再構築するための出発点であることは言を俟たない」と述べるとともに、「国民、自治体、国際社会との信頼関係の構築」を政策の柱として掲げた。

一方、原発再稼働にあたって事実上必要とされている「地元同意」については、福島第一原発事故以前と変わらず、立地自治体だけに限定されている。福島の事故後、避難計画の策定や円滑な実行が求められてきた半径30キロ圏内の周辺自治体や住民の意向は、再稼働の決定に反映されておらず、政府が掲げる「信頼関係の構築」とはほど遠い状況にある。

例えば、九州電力玄海原発3、4号機の再稼働については、30キロ圏内に入る8市町のうち、佐賀県伊万里市、長崎県の壱岐市、松浦市、平戸市の4人の市長が「不安を抱える住民が多く、電力供給も安定している」などの理由から、反対の考えを4月23日までに表明している。

住民の生命・財産・平穏な暮らしに責任を負う自治体の首長が反対を表明する中で、政府が原発再稼働を容認するという状況は、エネルギー政策基本法が求めている「エネルギー供給の安定性と信頼性」を損なうと言わざるを得ない。

今年度中に実施されるエネルギー基本計画の再検討と見直しでは、エネルギー政策基本法が求めている「エネルギー供給の安定性と信頼性」を確保するためにも、原発の再稼働にあたっては、少なくとも半径30キロ圏内の自治体の同意を要件とする法整備の方針を明記するよう、ここに強く求める。

2017年4月25日
脱原発をめざす首長会議
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場
3-13-1-2F ノークビル
TEL:03-6851-9791
FAX:03-3363-7562

『脱原子力政策大綱 2017』作成方針について

2017年5月8日
原子力市民委員会事務局

1. 『脱原子力政策大綱 2017』¹の形式について

■各章の分量について

- ・各章、『脱原子力政策大綱 2014』での各章の分量を超えないページ数を目安とする。
- ・1ページごとの文字数は、『脱原子力政策大綱 2014』にならい、42字×39行で割り付ける。1ページにつき約1500字で計算する。

■「主旨」および「説明」について

- ・各「節」（「章」の次の段階）ごとに、冒頭に数項目程度、1項目につき数行程度、その節の「主旨」（その節で行われている提言など）を箇条書きで挙げる。
- ・本文はその主旨に基づいた「説明」とする。
- ・節ごとに「主旨」をつけることを前提に、必要に応じて目次構成、「節」と「項」（「節」の次の段階）のバランスを見直す。

■「要旨」について

- ・『脱原子力政策大綱 2017』の冒頭に10ページ程度の「要旨」をつける。
- ・各節の「主旨」をベースとして、読みやすくするために若干編集をする。
- ・要旨に盛り込む内容は、主要な論点で、原子力市民委員会の特徴が出ているものを絞り込む。
- ・作業は事務局・編集会議で行う。

■「総論」について

- ・各章の冒頭に4ページ程度の「総論」をつける。
- ・「総論」はその章の全体の論旨が伝わるようなものとする。
- ・それに加えて、その章の交通整理や、取り扱わない問題についての説明などをする。
- ・たとえば、『脱原子力政策大綱 2014』との整合性や視点の違いなどは「総論」で述べておく。

■はしがき（序章）・終章について

- ・第1章の前に「はしがき」（序章）を置く。
- ・「はしがき」（序章）は、2014年大綱の論点の振り返り（1ページ程度）、その後事態が現実にとどのように変わったか（1～1.5ページ程度）、それに対して市民委員会はどのようなことを軸に考えたいか（1ページ程度）といった説明を書く。
- ・第5章の後に「終章」を置く。
- ・「終章」は、『脱原子力政策大綱 2014』の序章で展開されていたような「脱原発の根本原理や脱原発に向かうべき理由」や、『脱原子力政策大綱 2014』の終章で展開されていたような「どのような手続きで脱原発社会に向かっていくべきか」、といったことなどを述べる。

¹ 2014年に発行したものを『脱原子力政策大綱 2014』、2017年発行予定のものを『脱原子力政策大綱 2017』と表記。

2. 『脱原子力政策大綱』の内容について

■ 『脱原子力政策大綱 2017』の考え方の軸について

- ・『脱原子力政策大綱 2014』は「公論形成」の考え方を軸としたものとした。
- ・『脱原子力政策大綱 2017』は、以下のような考えを軸として構成していく。

(1) 「現実的」「合理的」であること

政府がとっている原子力に関する政策や計画は非現実的なものや現実に即していないものであること。また、現実に起きた事故がなかったかのようなものになっていることなどを指摘する。それに対して、『脱原子力政策大綱 2017』における原子力市民委員会の脱原発社会に向けた提案が、合理的であり、実施可能で現実的であり、現実を踏まえたものである、ということを示す。

(2) 「責任」の問題を明確にすること

現在の原子力政策は、決めるべきことを責任を持って決めていない。責任を取るべき人が責任を取っていない、という問題がある。これらを明確にしていく。

■ 『脱原子力政策大綱 2017』のタイトル

- ・『中間報告』(2013)は「原発ゼロ社会への道——新しい公論形成のための中間報告」、『脱原子力政策大綱 2014』は「原発ゼロ社会への道——市民がつくる脱原子力政策大綱」というタイトルにした。
- ・『脱原子力政策大綱 2017』のタイトルをどのようにするかは、未定。アイデアを募集。

■ 『脱原子力政策大綱 2014』、特別レポートへの言及

- ・『脱原子力政策大綱 2014』やこれまでの特別レポートで書かれていることについては、重要なことは繰り返す。繰り返す必要がないところはこれまでのものへの指示をする。

■ 第3部会の執筆方針について

- ・『脱原子力政策大綱 2014』では、「脱原子力基本法」と「エネルギー転換基本法」を制定し、省庁や法令を抜本的に変えていくという提言をした。
- ・『脱原子力政策大綱 2017』では、現在ある法令や審議会、制度などをターゲットとして、それを具体的にどう変えれば脱原子力社会に向かうかということを描く。
- ・書き方は大きく異なるが、『脱原子力政策大綱 2014』を否定するわけではなく、現状を踏まえた原発ゼロ社会への向かい方を示す。

■ 第4部会の執筆方針について

- ・第4部会では、具体的な原子力規制や再稼働の問題については、分量が多くなる都合上、特別レポート『再稼働の危険性（仮）』を『脱原子力政策大綱』と同時に発行することになっている。
- ・『再稼働の危険性（仮）』のエッセンスなどを『脱原子力政策大綱』に盛り込んでいく。

原子力市民委員会の活動と今後の取り組みについて

原子力市民委員会事務局

1. 刊行物について

年次報告2016

ますます無理を重ねる原子力政策とその歪み



年次報告 2016-

ますます無理を重ねる原子力政策とその歪み-

■作成：原子力市民委員会

■2016年9月30日発行（2017年2月13日追記）

■A4判並製 58頁

■頒価：500円

■目次：

第1章 無理な帰還促進政策がもたらす歪み
一人間なき復興

第2章 現実を直視しない事故処理の進め方

第3章 核燃料サイクル政策のさらなる迷走

第4章 原発ゼロに向けての障壁と選択

第5章 原発“介護”政策の動向

第6章 なぜ原発再稼働を認めるべきでないか

原子力市民委員会 特別レポート4

原発立地地域から原発ゼロ地域への転換

■作成：原子力市民委員会 立地・周辺の自治体の財政・
経済自立に向けた課題プロジェクトチーム

■2017年4月20日発行

■A4判並製 48頁

■頒価：500円

■目次：

第1章 なぜ地域脱原発を進めるのか

1.1 地域脱原発を考える意義

1.2 地域脱原発が必要な理由

第2章 原発立地自治体の経済・財政の実態

2.1 原発立地自治体の経済

2.2 原発立地自治体の財政

第3章 原発ゼロ地域への転換政策

3.1 原発ゼロ地域の産業転換へ向けて

3.2 原子力発電ターミナルケア政策

3.3 国内石炭産業合理化政策の教訓

3.4 地域脱原発への教訓

3.5 原子力発電を捨てる

原子力市民委員会特別レポート4 原発立地地域から 原発ゼロ地域への転換



写真：福井県越前町(大浜浜より東田原町を望む)

立地・周辺の自治体の財政・経済自立に向けた課題プロジェクトチーム

原子力市民委員会 www.ccne-japan.com/



高レベル放射性廃棄物問題への 対処の手引き

原子力市民委員会 核廃棄物管理・処分部会

2017年4月

高レベル放射性廃棄物問題への対処の手引き

■作成：原子力市民委員会 核廃棄物・処分部会

■2017年4月発行

■A4判並製 22頁

■頒価：200円

■目次：

第1章 高レベル放射性廃棄物処分の技術と処分地選定の手順

第2章 政府による最終処分事業加速の狙い

第3章 地方自治体からみた最終処分問題

2. 『脱原子力政策大綱』改定版に向けて

現在、各担当者より原稿をご提出いただいている。別冊の資料を参照。

前期『脱原子力政策大綱』は「原発ゼロ社会への道—市民がつくる脱原子力政策大綱」としたが、改定版のタイトルは未定。

3. 今後刊行予定の特別レポートについて

現在、以下の2点の発行を予定している。

・特別レポート『原発の安全基準はどうあるべきか』

執筆：原子力市民委員会 原子力規制部会

・特別レポート1『100年以上隔離管理後の後始末』改訂版

執筆：福島事故「後始末」の対案プロジェクトチーム

3. 今後の主催・協カイベントなどについて

・脱原発をめざす首長会議・原子力市民委員会共催勉強会

『「原発依存神話」からの脱却～原発立地地域から原発ゼロ地域へ～』（仮）

開催予定日：2017年7月15日（土）

場所：新潟ユニゾンプラザ 大研修室（新潟市）

原子力市民委員会から：吉岡斉さん、藤原遥さん

その他、原発立地地域の経済・財政などをテーマとして、以下のものを検討している。

- ・超党派国会議員連盟の「原発ゼロの会」との院内集会
- ・福井県での意見交換会

・『エネルギー基本計画改定』に向けて

「エネルギー政策基本法」で定められているところによれば、2017年は『エネルギー基本計画』の改訂の年である。『エネルギー基本計画』改訂に向けての活動を行いたい。